

高圧ガス容器の適正管理指針



福島県一般高圧ガス協会

福島県危機管理部消防保安課監修

福島県高圧ガス容器管理指針

1 目的

この指針は、高圧ガス容器の放置及び長期滞留を防止するとともに放置された高圧ガス容器を迅速、適正に処理することにより、高圧ガス容器による災害の発生を防止することを目的とする。

2 指針の対象

この指針は、高圧ガス容器（高圧ガス保安法第41条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。）を使用して高圧ガスの製造、販売又は消費を行なう者について適用する。

3 用語の定義

（1）高圧ガス消費事業者

容器に充填された高圧ガスを、県内において消費して事業活動を行なう者をいう。（以下、「消費事業者」という。）ただし、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和42年法律第149号）第2条2項に規定する「一般消費者等」を除く。

（2）高圧ガス供給事業者

消費事業者に高圧ガスを販売する県内の製造事業者及び販売事業者をいう。（以下、「供給事業者」という。）

（3）放置容器

既に管理されていない状態で路上、河川等に放置され、公共の安全に支障を及ぼす恐れのある容器をいう。

（4）容器受入れ及び引渡し台帳

高圧ガスを容器により授受した際に、充填容器の記号及び番号、充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力、授受先並びに授受年月日を記載したもの。

（5）「高圧ガス容器回収ハンドブック」

県内における、高圧ガスによる事故、事件を未然に防止するため、放置容器並びに所有者不明容器等の回収、処理の手順（ガイドライン）を示したものである。

（6）関係団体

福島県内の供給事業者等で組織する「福島県一般高圧ガス協会及び東北高圧ガス容器管理委員会福島県支部」をいう。

(7) 関係機関

福島県内の高圧ガス所管行政庁、警察、消防等をいう。

4 消費事業者の取るべき措置

- (1) 事業所に高圧ガスに関する保安管理組織を設け、高圧ガス容器の管理責任者（以下、「管理責任者」という。）を置くこと。
- (2) 事業所に高圧ガス管理台帳を備え、常に高圧ガス容器の受払い状況を管理責任者が管理すること。
- (3) 高圧ガス容器は、一定の場所に保管し、毎日作業開始時及び作業終了時に管理責任者が管理状況を確認すること。
- (4) 高圧ガス容器は、湿気、水滴等の付着により高圧ガス容器の外面腐食が進行しやすい環境に保管しないこと。
- (5) 使用済み高圧ガス容器（自己所有容器は除く、以下同じ）は、直ちに供給事業者に戻却すること。
また、充てん容器等であっても、原則として1年以上留置しないこととし、供給事業者の行なう容器回収に速やかに応じること。
- (6) 施錠管理など、容器による災害（盗難、喪失を含む）の発生防止に留意するとともに、災害が発生した場合は、速やかに関係機関や供給事業者へその旨を連絡すること。
- (7) 高圧ガスを扱う者に対して、1年間に1回以上、高圧ガスの保安に関する教育を行うこと。

5 供給事業者の取るべき措置

- (1) 「高圧ガス容器の受入れ及び引渡し台帳」を備え、常に高圧ガス容器の管理を行うこと。
- (2) 高圧ガス容器は原則として貸与することとし、常にその所有者を明確に識別できるようにすること。
- (3) 使用済みの高圧ガス容器の回収は迅速に行うこと。その際、消費事業者から依頼があった場合、自社容器以外の容器であっても回収すること。
この場合、粉交容器として取り扱い、福島県一般高圧ガス協会が作成した「高圧ガス容器回収ハンドブック」により適正に処理すること。
- (4) 残ガスのある容器であっても、原則として引き渡し後、1年以上経過する恐れのある場合、消費事業者に戻却を促すこと。
なお、1年を経過しても返却されない場合は改めて返却を促し、返却さ

れない場合はその理由を記録しておくこと。

- (5) 関係団体への加入などにより保安に関する情報を入手し、従業員に対して少なくとも1年間に1回以上の保安教育を行うこと。

6 関係団体がとるべき措置

- (1) 高圧ガス容器の適正な取扱について、すべての供給事業者及び消費事業者に対し、周知・啓発を行うこと。
- (2) 放置容器の回収を迅速に行い、別に定める「高圧ガス容器回収ハンドブック」により適正に処理すること。

附 則

- 1 この指針は、平成31年3月22日から施行する。

指針の解説

この指針は、高圧ガス容器による災害防止のため、消費側、供給側の立場に応じた災害発生防止のため必要と考えられる点を項目ごとに纏めたものである。「指針」項目は高圧ガス保安法に規定されていない部分についても、自主保安を促すため具体的な内容を示してあり強制されるものではないが、事故防止のため遵守すべきものである。

従来は、管理すべきものが管理義務を放棄した結果、発生する放置容器を、供給事業者や関係団体が回収・処理に当たっていたが、事後処理的で予防までには至らなかった。本指針は、事故防止対策に重点をおいて、消費事業者、供給事業者、関係団体、関係機関の役割を各々示しており、その役割を実行することにより、協力・連携がより一層強められ、事故防止につながるものである。

以下、次の項目について解説する。但し、本文は省略する。

4 高圧ガス消費事業者の取るべき措置

(1) 項

※ 消費事業者は、独自に保安管理組織を儲け、管理責任者の下、容器管理に努めること。この場合、保安管理組織の中に販売事業者が加盟（参画）することも可とする。

(2) 項

※ 消費事業者は、供給事業者から高圧ガス容器を受け取り、消費事業者自身で管理し使用するためには、「何時、どの容器を受け取り、何時、返却して、現在どの容器が自身の管理下にあるか」を知る必要がある。このため、台帳若しくは PC 等に記載して管理することが望ましい。

しかし、記載による管理が困難な場合は、販売事業者が発行する「納品書（日付、容器記号番号が記載）」と「空瓶受領証（日付、容器記号番号が記載）」を確実に管理することで台帳管理に代え、更に供給事業者が定期的に発行し届ける「容器調書」を使用して、消費事業者自身の管理すべき容器の管理を行なう事により、結果的に受け払いの管理を行なうことも可とする。

(3) 項

※ 一定の場所での管理とは、高圧ガス容器を工場や研究所、病院内に散在させないで保管を行い適切に管理することである。移動や現場へ持ち出した場合、使用后、元の保管場所に戻し、管理者不明の高圧ガス

容器を敷地内に生じさせないようにする。

(4) 項

※ 高圧ガス容器を使用保管する場合、容器の外面腐食が進行するような劣悪な環境下では行わないこと。やむを得ず使用保管する場合は、使用后速やかに移動し、長期間置かないこと。

(5) 項

※ 消費事業者は、日常から容器の管理を行い、使用済み高圧ガス容器は、迅速に販売事業所に返却すること。

受取後1年を経過した容器については、たとえ残ガスがあっても、販売事業者と相談の上、出来る限り返却すること。使用目的なく保管されている場合、盗難や長期停滞から放置になることを未然に防止する効果からである。

(7) 項

※ 高圧ガス保安団体等が行なう講習会への参加でも可とする。

5 供給事業者の取るべき措置

(1) 項

※ 高圧ガス保安法 一般高圧ガス保安規則 第95条の3「帳簿」による。

(2) 項

※ 高圧ガス容器は、所在管理・法定検査等の観点から販売業者が所有し貸与することが望ましい。その際、容器の外面に所有者が識別できるようにすること。

(3) 項

※ 供給事業者は、取引先（消費事業者）から使用済み等で引上げの要請があれば、日常業務として回収を行う。その際、自社容器でない場合でも積極的に引上げ、粉交容器として取扱い、福島県一般高圧ガス協会が作成した「高圧ガス容器回収ハンドブック」に従い適正に処理すること。

(4) 項

※ 消費事業者がとるべき措置（5）項の考えに則り、取引先と良く話し合いの上、回収すること。

(5) 項

※ 福島県一般高圧ガス協会に加盟する等により、保安に関する情報を入手し、従業員への教育は勿論、消費者に対しても啓蒙すること。ま

た、協会が主催する「保安講習会」へ積極的に参加すること。

6 関係団体がとるべき措置

(1) 項

※ 協会内に高圧ガス容器の適正な取り扱い等を検討、周知・啓発を行うための組織を設けること。また、上部団体や KHK 等から情報を収集し、高圧ガスの保安に関する講習会等を開催し、販売事業者や消費事業者へ広く啓蒙すること。

(2) 項

※ 県内の放置容器や所有者不明容器の撲滅のため、積極的に回収を行い、適正な処理にあたること。

以上